

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	中筋地区 (生ノ川・磯ノ川・上ノ土居・九樹・有岡・横瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の基礎データ】</p> <p>・中心経営体:17戸(集落営農組織なし) ・主要作物:水稲、施設園芸</p> <p>【地域の課題】</p> <p>(生ノ川) 基盤整備未整備の地区であり、地域の中心的担い手はなく、果樹を中心として地域農地の過半を地区外の経営体が耕作を行っている。地区内で今後耕作困難となった農地が発生した際に、地域内の経営体による耕作継続は困難となるため地区外を含めた受け手農家の選定が課題。</p> <p>(磯ノ川) 基盤整備済の農地が大部分となっており、概ね地区内経営体による農地の耕作と維持管理が行われている。一部耕作していない農地があるものの、畑も概ね耕作されている状態。しかし、10年後を想定した際、地区内の担い手が育成されなければ耕作を継続できない農地が出てくる恐れがある。将来的な担い手確保が課題となる。</p> <p>(上ノ土居) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主に水稲栽培が行われており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。山間部の農地を除き、荒れている農地はほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態であるが、現在地区内で主に耕作を行っている中心的な経営体がリタイアした後に、農地維持管理の課題が出てくる事が想定される。</p> <p>(九樹) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主として水稲栽培が行われている。平場部分の農地は地域の農業経営体を中心に概ね耕作がされている。しかし、徐々に奥地部分の農地から遊休化してきている状態であり、今後さらに増加する恐れがある、地域経営体の高齢化や後継者不足による遊休農地化防止のための維持管理が課題となる。</p> <p>(有岡) 基盤整備済の農地が大部分となっており、一部で施設野菜の栽培は行われているが、主として水稲栽培が行われている。水稲については一定の規模の地区内外の経営体により概ね耕作がされているが、各経営体は耕作規模としてはこれ以上の規模拡大の余裕がない状態で、耕作困難な農地が発生した際の受け皿が課題となる。</p> <p>(横瀬) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主として水稲栽培が行われている。水稲については一定の規模の地区内外の経営体により概ね耕作がされているが、各経営体は耕作規模としてはこれ以上の規模拡大の余裕がない状態で、耕作困難な農地が発生した際の受け皿が課題となる。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要 ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある ・基盤整備事業が導入された地区が大部分であるため、効率的な農地の利用・集積を図る ・地域づくりの視点を持った集落営農組織等の農事組合法人の設立を検討する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	185.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	185.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する
- ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>(生ノ川) 地域内には担い手は存在せず、水田の遊休化が進んでいる。現在地区外の経営体による耕作も行われていることから、今後耕作困難な農地が発生した際、関係機関の支援を受けながら、それらの経営体を含めた地区外担い手による耕作者への農地利用・集積を図る。</p> <p>(磯ノ川) 地域内の担い手は少なく、今後10年程度の耕作維持するため、関係機関の支援を受けながら、集落営農組織を含めた地区内外の経営体への農地利用・集積を図っていく。</p> <p>(上ノ土居) 地区内においては、現在一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっているが、将来的には、現在の担い手がリタイアした後に、農地の耕作維持の課題が出てくるのが想定される。方向としては地区外を含めた中心経営体への農地利用・集積を図っていく。</p> <p>(九樹) 地区内では現在、地域の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。</p> <p>(有岡) 地区内では現在、地域の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。</p> <p>(横瀬) 地区内では現在、地区内外の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>今後、地区内の担い手不足のために耕作困難な農地が生じることが想定されるため、農地バンクの機能を有効に活用し、新たな受け手への付け替えを進め、農地の出し手は可能な限り機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>将来的な農業の生産効率の向上や地区におけるニーズに対応できる農地集積・集約化を図る基盤整備に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地区内外から多様な経営体を募集し、地区等の意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、新規就農者の確保ができない場合には地区外からの雇用等を含め、今後も安定的な耕作維持を図ることが必須となる。</p>

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③GPS付トラクター・ドローン等の導入による省力化を図る(但し、個人ではなく集落営農組織を設立後)。
- ⑤荒廃農地対策として、ブシュカン等の果樹を植栽し、農地を維持・管理していく。
- ⑧農業用施設の整備および農業用水の確保を図る。
- ⑨地域的な特色として農畜連携(作物:イタリアンライグラス、ヒエ)を継続して行っていく。